

大阪国税局からのお知らせ

灘税務署、長田税務署、須磨税務署及び神戸税務署に提出された申告書等の控えに押なつする收受日付印について

上記4税務署では、管内の納税者や税理士の皆様方から**郵送等**により提出された申告書や申請書・届出書等の控えについて、令和元年10月15日（火）以降、税務署名の表示に替えて次の表示の收受日付印を押なつしますのでご承知置き願います。

收受日付印の表示

「大阪国税局管内税務署事務処理センター」

※ 大阪国税局では、灘税務署、長田税務署、須磨税務署及び神戸税務署の内部事務^(注)を「税務署事務処理センター（神戸センター）」において集約して処理しています。

^(注) 内部事務とは、基本的には税務署の職員が税務署の内部で行う事務（例えば、申告書の入力処理、納税者の皆様へのお尋ね文書の発送など、納税者や税理士の皆様との対面を伴わないような事務）を言います。

※ 申告書や申請書・届出書等を郵送等により提出される場合は、「税務署事務処理センター（神戸センター）」に直接送付いただきますようご協力をお願い致します。

<郵送等の送付先>

税務署事務処理センター（神戸センター）

〒650-8540 神戸市中央区港島中町2-1-10

神戸税関ポートアイランド出張所内